

議案第 1 号

登録の移替えの延期を定めることについて

令和 3 年 3 月 2 1 日執行予定の千葉県知事選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 条）第 1 7 条ただし書きの規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 3 年 2 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御 園 豊

登録の移替えを延期する期間

令和 2 年 2 月 1 2 日から令和 3 年 3 月 2 1 日まで

議案第1号 登録の移替えの延期を定めることについて概要説明書

公職選挙法施行令第17条の規定により、住所・投票区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が終わる日の前60日からその選挙期日まで、移し替えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっております。

今回の千葉県知事選挙ですと任期が4月4日であり、その60日前の2月3日から選挙期日の3月21日までは、移し替えを延期することが出来ます。しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければならないため、短い期間であるほうが利便性は向上します。

本選挙では選挙人名簿を確定し、入場券の作成を2月12日に行いますのでそれ以降は移し替えをしないこととし、令和3年2月12日から令和3年3月21日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

<参考>

公職選挙法施行令

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間